

希望番号予約済証の有効期限の延長について（対象期間の延長）

今般、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたことに伴い、自動車検査証の有効期間が令和2年6月1日から6月30日までの自動車については、令和2年7月1日まで自動車検査証の有効期間を伸長されることが、国土交通省より発表されました。

このため、希望番号システムにおいても、自動車検査証と同様にすでに延長措置を実施したものを含め、希望番号予約済証の有効期限を以下のとおり延長いたしますので、お知らせいたします。

○ 希望番号予約済証の有効期限の延長措置

1. 延長期間

希望番号予約済証の有効期限が次に該当する場合は、令和2年7月1日まで有効期限を延長します。

- ① 令和2年6月1日から令和2年6月30日までのもの
- ② 令和2年2月28日から令和2年3月31日までのもので令和2年4月30日まで延長されたもの
- ③ 令和2年4月17日から令和2年5月31日までのもので令和2年6月1日まで延長されたもの（4月1日から4月16日までは対象外）

2. 対象地域

新潟県全域

※ なお、今回の車検証の延伸に伴い有効期間が延長されるのは、希望番号予約済証の有効期間が対象であり、交換・再交付に係る交付期間については対象外になります。